



マイクロ法人+個人事業主の二刀流による 社会保険料と税金の大幅な削減術

TOPIC

- 01. マイクロ法人のメリット・デメリット
- 02. 話題になった「国保逃れ」との違い
- 03. 税務署に否認されない設計ポイント

こんな方におすすめ

- ✓ 事業所得・不動産所得が 600 万円以上
- ✓ 国民健康保険等が 80 万円以上
- ✓ 法人成りを考えている
- ✓ 不動産管理会社の設立を考えている

マイクロ法人とは？

マイクロ法人とはスモールビジネスを営むために設立される法人のことで、従業員数は少なく社長一人であることも多々あります。マイクロ法人は法律用語ではなく、一般的に社会保険料や税金の削減に重きを置いて設立されます。



【講師紹介】

税理士法人ベストフレンド
代表税理士 長尾哲也

参加者特典

マイクロ法人の可否診断
通常 33,000 円 → **無料**

令和 **8** 年 **4** 月 **17** 日 **金** **10:00~11:30** (受付 9:30~)

会場

i-ビル (尾張一宮駅前ビル)
6階小会議室

〒491-0858 愛知県一宮市栄 3-1-2

参加費

一般の方 3,000 円
メルマガ読者 1,000 円
顧問先 **無料**



↑上記の
二次元コードからも
お申込み頂けます

セミナーお申込書 FAX.0586-24-5877

お名前	貴社名
所在地 〒	メール @
TEL	FAX
参加費 <input type="checkbox"/> 一般 3,000 円 <input type="checkbox"/> SPC 会員・メルマガ読者 1,000 円 <input type="checkbox"/> 顧問先 無料	